

【参考1】

平成 28 年 12 月
水産庁管理課

長崎県対馬における太平洋くろまぐろの管理に関する現地調査(中間報告)

1. 経緯

平成 28 年 11 月下旬、対馬の沿岸漁業者が、承認(*1)を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んでいるのではないかとの情報を受けたため、長崎県が調査したところ、多数の承認のない漁業や、承認があっても漁獲報告(*2)のない事例があるとの経過報告があり、水産庁担当官が現地へ赴き、長崎県と共同で調査・指導を行なったもの。

- *1 長崎県が対象となる日本海・九州西海域では、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示(以下、「委員会指示」という。)により、沿岸くろまぐろ漁業の操業を禁止しており、同漁業を営むためには委員会の承認を受けることが必要。
- *2 漁獲量については、漁業者は委員会指示に基づき漁獲実績報告書を提出するほか、長崎県は国のガイドラインや基本計画に沿って県計画を定め、県内の管下漁協の組合員が漁獲・混獲した太平洋くろまぐろの量の報告を行うこととなっている。

2. 調査・指導の対象者

- (1) 期 間:平成 28 年 12 月 6 日(火)～9 日(金)
- (2) 対象者:承認を受けずに操業した漁業者、対馬島内 11 漁協の組合長等の計 40 名以上
- (3) 方 法:個々の漁業者、組合長等に対する聞き取り、指導等

3. 結果概要

※ 長崎県が現在、調査継続中であり、以下は現時点の暫定的なもの。

(1) 無承認操業の疑義等について(委員会指示による承認関係)

該当者は 31 名で、漁獲量は約 15 トン程度。

事項	該当者	事例	対応
1. 違反の疑義等がある事例	16 名、 約 12 トン ※詳細精査中	・クロマグロを狙って出漁 ・イカ釣りの際にクロマグロを繰り返して漁獲など	漁業者は、今回の件は深く反省し、今後、承認を得ずに操業しないことや、委員会指示を遵守することなどを誓約。
2. 違反に該当しないと考えられる事例	15 名、 約 3 トン ※詳細精査中	・サバ釣りの際に混獲など	

(2) 漁協を通じた漁獲量の未報告について(長崎県のくろまぐろの管理計画関係)

該当漁協は 11 漁協で、未報告が約 30 トン程度。

事項	事例	対応
1. 漁協の集計漏れによる過少報告	<p>(巖原漁協)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島内の他漁協に、養殖用種苗などが水揚げされており、同漁協が把握を怠っていたことなどによるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組合長は、委員会指示の遵守を組合員に周知徹底すること、漁獲量報告が正確に行われるよう組合員及び役職員を指導することを誓約。
2. 無承認者の漁獲量を未報告等	<p>(上対馬漁協)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無承認者の漁獲を他の魚種名で整理し、県に報告していなかったことなどによるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び漁協で、原因究明の上、対策を検討。
3. 無承認者の漁獲量を承認者に上乘せし報告	<p>(豊玉町漁協)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無承認者の漁獲を、別の承認漁業者の水揚げとして報告していたことなどによるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び漁協で、原因究明の上、対策を検討。